

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20103

研究課題名（和文）司法取引と「えん罪」防止 最新のアメリカ心理学における知見を踏まえて一

研究課題名（英文）An Analysis of Plea Bargaining for Preventing Wrongful Convictions.

研究代表者

清水 拓磨（SHIMIZU, Takuma）

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：50961926

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、被疑者・被告人が自白や有罪答弁をすることにより検察官から恩典を得ることになる自己負罪型司法取引に焦点を当て、司法取引による虚偽供述を減らす方法および誤判・冤罪を防止する方法について検討する。具体的には、第一に、弁護人による助言が自己負罪型司法取引による虚偽供述を防止しうるか、第二に、取引に応じる場合と応じない場合との処罰格差（量刑格差）を制限できるかについて扱う。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、自己負罪型司法取引について長年運用し議論の蓄積があるアメリカ合衆国の議論状況や実務運用および法と心理学の知見を踏まえて、虚偽供述防止策の実効性を考察した。具体的には、弁護人の援助および量刑格差の制限という二つの代表的な虚偽供述防止策の実効性を検討した。その結果明らかとなった弁護人の援助の限界や、量刑格差の制限の困難性は、今後立法にあたっての議論において参考になるものと思われる。また、約束による自白の存在を踏まえると、憲法38条2項および刑訴法319条1項が定める自白法則の在り方を考えるうえで参考になる可能性がある。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the so-called “plea bargain,” which involves a guilty plea by the defendant in exchange for concessions or benefits from the prosecution. I will examine ways to reduce false pleas and prevent wrongful convictions. Specifically, this study will consider (1) whether the attorney’s recommendation can prevent false pleas and (2) whether the guilty-plea discount can be restricted.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：自己負罪型司法取引 虚偽供述の防止 量刑格差の制限 弁護人の援助 冤罪

1. 研究開始当初の背景

平成28年5月24日に可決した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、協議・合意制度と呼ばれる捜査・訴追協力型司法取引が導入された(刑事訴訟法350条の2)。これに対して、自己負罪型司法取引については、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会においてその導入の可否が検討されたものの、ごね得などが問題視され、その導入が見送られることになった。しかし、刑事事件を争いのない事件と争いのある事件とに区別し、争いのない事件については迅速に処理することにより、争いのある事件に裁判所・検察の資源を投入することが望ましいとする司法合理化論の見地からは、依然として自己負罪型司法取引の導入論が説かれている。また、暗黙の取引の適正化という見地から、自己負罪型司法取引の導入を肯定する見解もある。

自己負罪型司法取引には、取引によって虚偽供述が誘発され、誤判・冤罪を生むおそれがあるという問題がある。心理学における最新の研究成果のなかには、無実の者が自己負罪型司法取引をもち掛けられた場合、その5割以上が取引に応じて虚偽供述を行うことを示すものがある。

以上を踏まえると、虚偽供述の発生をどのように防ぐかが一つの課題になると評価できるだろう。この点、先行研究は、自己負罪型司法取引が虚偽供述を生むメカニズムを十分に検討しないまま、虚偽供述防止策を論じてきた。しかし、虚偽供述の発生という結果の防止は、その原因に照らして検討する必要がある。

2. 研究の目的

以上のような背景を踏まえ、本研究では、自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘発するメカニズムを解明し、それに照らして、日本において虚偽供述防止策を設計しうるかを明らかにすることを目的にした。

3. 研究の方法

改めて確認してみると、先行研究においても、虚偽供述防止策が検討されてきたといえる。しかし、従来の先行研究は、少なくとも次の2点において問題ないし限界を残していたように思われる。

第1に、日本における先行研究の多くは虚偽供述防止策を検討しているにもかかわらず、自己負罪型司法取引が虚偽供述を生むメカニズムについて十分な分析を加えてこなかった。しかし、虚偽供述の発生という結果の防止は、その原因に照らして検討されるべきではなからうか。近年、アメリカ合衆国では、最新の心理学における知見を踏まえた学際的な視点から、この点が反省されており、日本でも改善が望まれる。そこで、本研究では、学際的な視点を取り入れ、自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘発するメカニズムを解明することにした。

第2に、自己負罪型司法取引の導入に賛成する先行研究の中には、虚偽供述防止策を既に実践しているアメリカ合衆国の制度を採り入れようとするものもあるが、制度運用の失敗を十分に踏まえているとは必ずしも思われない。アメリカ合衆国では今なお、自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘発し、冤罪を生んでいることが、冤罪を晴らす取り組み「イノセンス・プロジェクト」によって確認されている。そうすると、アメリカ合衆国において虚偽供述防止策が実効的に機能しているか否かを明らかにするためには、更なる実態調査が必要であるといえるだろう。そこで、本研究では、従来の文献研究だけでなく、インタビュー調査といった実証的研究を行うことにより、虚偽供述防止策が実効的に機能しているかにつき、実務運用まで含めて調査・分析することにした。

4. 研究成果

(1) 弁護人による助言

これまでの法と心理学研究によって明らかになった重要な示唆は、弁護人が無実の者に取引に応じないように助言すれば、虚偽供述を減らすことができることにある。問題は、弁護人にこのような助言を行うことを期待しうるかである。

研究開始時点での仮説としては、次の3つの理由から、取引に応じないように助言することを期待するのは困難であると考えていた。

第1に、取引の多くは訴訟の比較的初期に行われるので、この段階では十分な証拠開示がなされておらず(アメリカ合衆国では、United States v. Ruiz, 536 U.S. 622 (2002)を参照)それゆえ、弁護人が依頼人の罪責の有無を判断できない場合があり、その結果、実際には取引に応じないように助言できない場合があるのではないかと。筆者が2023年8月24日にアメリカ合衆国ワシントンD.C.の公設弁護人に対して実施したインタビューでは、弁護人は依頼人の罪責の有無を把握する必要がないという答えが得られた。

第2に、弁護人が依頼人の無実を信じて、依頼人の利益を考慮して、取引に応じるよう助言してしまうのではないかと。というのも、自己負罪型司法取引に応じず、その結果、公判(trial)に進み敗訴すれば、取引に応じた場合と比較して重い処罰が科されることになるため、このような冒険的な行動に出られない場合があると思われるからである。筆者が行ったイ

インタビューでは、弁護人が自身の依頼人を無実と信じて、公判のリスクを考えて、取引に応じるよう勧めることがありうるといった回答が得られた。他方、依頼人が無実と主張するなら、取引を勧めることはできないという意見もあった。これは、有罪答弁や無罪答弁がなされるアレインメントという手続において、依頼人は裁判官から自身が有罪かどうかにつき確認を求められるが、その時に嘘をつかせることができないからである。

第3に、弁護人は、依頼人の利益ではなく自身の利益（たとえば、事件を迅速に処理する利益）を重視して、無実の者にも取引に応じるよう助言することがあるのではないかと問うた。これはアメリカ合衆国の論文でも指摘される問題である。筆者が行ったインタビューの結果、多くの州では、公設弁護人は仕事量が多く、多忙のため、全ての事件を公判で扱うことができないが、ワシントン D.C. では、そうではないという回答が得られた。

(2) 量刑格差の制限

自己負罪型司法取引は量刑格差を前提とする。量刑格差とは、取引に応じる場合と取引に応じない場合との処罰格差を意味する。自己負罪型司法取引が量刑格差を前提とする理由は、被疑者・被告人にしてみれば、取引に応じた場合に処罰が軽くなるのであれば、無罪となる可能性をほぼ捨ててまで、取引に応じる意味が基本的にはないという点にある。

日本において自己負罪型司法取引の導入に賛成の者の多くは、量刑格差に制限を設けることを制度導入の必要条件とする。これは量刑格差が大きなものになりすぎれば、虚偽供述を誘発し、誤判・冤罪を生むおそれが高まるからであろう。また、自由な意思決定を確保するという視点からも、量刑格差の制限が必要であると示されてきた。このほか、刑法における責任主義の要請としても、量刑格差の制限が必要であるという意見もある。

問題は、量刑格差を制限できるかにある。日本の先行研究の多くは、端的に量刑格差を制限すればよいと提案するが、そのような制限が可能かは必ずしも明らかではない。この点、アメリカ合衆国では、連邦量刑ガイドラインが重要となる。Booker 判決以降、連邦量刑ガイドラインは法的拘束力をもつものではないが（United States v. Booker, 543 U.S. 220 (2005)）、現在において量刑の指標となっている。この連邦量刑ガイドラインによると、被告人が自己負罪型司法取引に応じ有罪答弁を行えば、最大で3点の減点がなされることになる（USSG § 3E1.1(a)とUSSG § 3E1.1(b)を参照）。そして3点の減点がなされると、ガイドライン・レンジの上限と下限はともに概ね30%程度の減軽となる。この連邦量刑ガイドラインの存在によって、連邦では量刑格差の制限が実現しているように見えるが、起訴取引によって、このような格差制限は潜脱されることが問題視されている。起訴取引による潜脱が可能なのは、検察官に広範な訴追裁量権を認めるからである。筆者がアメリカ合衆国ワシントン D.C. の公設弁護人に対し実施したインタビューにおいても、量刑ガイドラインによって量刑格差の制限が存在しているが、起訴取引の場合には、格差制限が機能しないという指摘があった。検察官の訴追裁量権を制限しない限り、量刑格差の制限は実現しないであろう。日本においても、検察官に広範な訴追裁量権が認められることから、その点を制限しない限り、量刑格差の制限は困難であるように思われる。

(3) その他の虚偽供述原因

本研究では、その他の虚偽供述原因の解明も目指した。アメリカ法の文献研究およびワシントン D.C. でのインタビューの結果、アメリカ合衆国では次の2つが虚偽供述原因になることが示された。

第1に、未決拘禁期間があまりに長いため、無実の者が取引に応じてしまうという問題である。日本においても、自己負罪型司法取引を導入すれば、起訴前・起訴後の勾留から一刻も早く解放されるため、無実の被疑者・被告人が取引に応じる危険があるように思われる。身体拘束が与える影響については、実証的な研究によって解明する必要があるが、性質上、実験室実験によりこの点を研究するのは極めて困難であろう。そうだとすると、場面想定法を利用して、身体拘束が与える影響を解明するほかないであろう。

第2に、必要的最低刑の存在である。これは論文でも従来指摘されてきた問題であり、筆者が実施したインタビューでも、自己負罪型司法取引による冤罪を防止するには、必要的最低刑の廃止が必要であることが指摘された。

本研究では、弁護人の助言および量刑格差の制限にしばって研究を行った。しかし、本研究のインタビュー調査の結果からも示される通り、未決拘禁の影響など、その他の虚偽供述原因を特定し、その改善策を検討する必要性は大きい。今後は、以上の2点にしばられない虚偽供述防止策を検討する必要があるように思われる。

(4) 有罪答弁制度の問題

アメリカ合衆国の自己負罪型司法取引は、有罪答弁制度を前提とする。日本においては、有罪答弁制度を前提としない自己負罪型司法取引の導入も考えられているが、これら二つの導入を主張する見解もある。そこで本研究では、当初想定していなかったが、有罪答弁制度の問題を検討することにした。

従来、日本において最も問題視されてきたのは、憲法38条3項の補強法則との関係である。しかし、最大判昭和23年7月29日刑集2巻9号1012頁は、憲法38条3項の「本人の自白」

には公判廷の自白が含まれないとしているから、この判例を前提にすると、有罪答弁制度の導入が憲法 38 条 3 項に反すると理解することは困難であろう。そこで本研究では、有罪答弁制度の導入が合理的な疑いを超えた証明原則に反しないかを検討することにした。

この点、近時のアメリカ合衆国では、有罪答弁に基づき有罪判決が下される場合、合理的な疑いを超えた証明が要求されていないことが問題視される。実際には、起訴の要件である相当な理由により、有罪判決が下されることがあるといわれる。これは、答弁受理の要件として任意性と知悉性の確認が、有罪宣告の要件として事実的基礎の確認が求められるにすぎないためである。日本において有罪答弁制度を導入する場合、合理的な疑いを超えた証明なく有罪判決がなされるのを認めることになる。しかし、従来指摘された通り、被告人の意思によって合理的な疑いを超えた証明を不要とすることはできないとすると、有罪答弁制度を導入することはできないように思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 清水 拓磨	4. 巻 409
2. 論文標題 有罪答弁制度と合理的な疑いを超えた証明	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 280～302
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34382/0002000488	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水 拓磨	4. 巻 408
2. 論文標題 証人テスト（と参考人取調べ）に対する録音・録画（2・完）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 180～215
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34382/0002000254	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水 拓磨	4. 巻 407
2. 論文標題 証人テスト（と参考人取調べ）に対する録音・録画（1）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 144～165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34382/00018674	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 清水拓磨
2. 発表標題 司法取引と「えん罪」を考える
3. 学会等名 ライスボールセミナー
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 清水拓磨
2. 発表標題 fMRI等によるウソ発見と刑事法
3. 学会等名 第21回神経法学研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 清水拓磨
2. 発表標題 証人テストに対する録音・録画は必要か？－アメリカの議論を踏まえて－
3. 学会等名 刑事訴訟法研究会（大阪）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 清水拓磨
2. 発表標題 日本版司法取引における刑事弁護人の役割－心理学の知見を踏まえた法学の観点から－
3. 学会等名 2022年度人間科学研究所年次総会ポスターセッション
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 若林宏輔、廣田貴也、大角洋平、清水拓磨、緑大輔
2. 発表標題 法学・経済学・心理学から見る司法取引（2）
3. 学会等名 法と心理学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 清水拓磨
2. 発表標題 証人テストに対する法的規制
3. 学会等名 2023年度人間科学研究所年次総会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 清水拓磨	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 217
3. 書名 自己負罪型司法取引の問題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------